

資料8

# 行政法III [第三版]

行政組織法

塩野 宏著



有斐閣

(手続法四条四項六号の適用除外規定参照)。

⑥ 地方公共団体のした私人に対する処分につき当該地方公共団体に不服申立てがなされた場合に、総務大臣（市町村の処分については都道府県知事）が審査庁又は再審査庁として審査するという制度がある（自治法二四四条の四第一項六項・二五五条の三）。これは、地方公共団体の行為に対する私人の簡易迅速な救済制度として位置づけられる。しかし、これが、地方公共団体の行為のコントロール手段としても機能するので、学説上は、これを裁定的闇与と把握して、闇与手段の一類型として論議の対象とし、地方自治の本旨からそのあり方が問題とされてきたところである（塙野・国と地方公共団体三七頁以下、六六頁以下、包括的な研究として、人見剛「地方自治体の自治事務に関する國の裁定的闇与の法的統制」（一九九五年）人見・分権改革と自治体法理（二〇〇五年）二七三頁以下）。さらに機関委任事務については、主務大臣は当然、行政不服審査法上の上級行政庁として審査機関として位置づけられている。

平成二一年の自治法改正においては、この問題は制度上の闇与の手段として取り上げられなかつたが（法二四五条三号）、機関委任事務の廃止とともに若干の変更はあつたにせよ、基本的構造はそのままに残された。すなわち、自治法上の個別条文の裁定的闇与に係る規定は存置された。一方、新たな事務の種類についての法定受託事務については、一般的に裁定的闇与法制が導入された（法二五五条の二）。ただし、従前存在した、裁定的闇与前置主義（旧二五六条）は一般的制度としては廃止された。

このような状況については、一方において、これが地方公共団体の処分に対する私人の権利利益の簡易・迅速な救済手段の整備であること、前置主義が廃止されたことはそのことを一層示すものであること、審査庁は上級行政庁としての地位に立つものではないこと、などから、そもそも、国家闇与法制にはあたらないという説明も可能でかねて問題が提起されていたところである。

今後、地方自治の本旨の観点から見直されるべき制度であると考える（同様に疑問点を提示するものとして、石森久広「法定受託事務に係る審査請求」地方自治・地方分権九四頁以下および同論文所掲の文献参照）。

#### 四 司法権との関係

地方公共団体と国の司法権との関係については、立法権および行政権とは異なつた側面がある。わが国の場合、もともと、地方公共団体には独自の司法権が与えられていないところから、地方公共団体の司法権の国の司法権による干渉ないし統制の問題は生じない。そこで、問題となる局面を拾いだすと、地方公共団体の立法ないし行政について、司法統制が行われる場合に、特別な配慮が必要となるかどうか、憲法の地方自治の保障を確保するため、つまり、地方自治保障条項の防衛的機能の実現の見地から、国と地方公共団体に対する闇与について、司法権の果たすべき役割が問題となる。もつとも、このような観点からすると、國の闇与に対する紛争処理に関する行政過程における方式も併せて考慮することが便宜であるので、次項（五）で両者を統一して記述することとする。

〈著者紹介〉

東京大学法学部卒業  
東京大学法学部教授、成蹊大学法学部教授を経て、  
現在東亞大学通信制大学院教授

〔主要著書〕

- オットー・マイヤー行政法の構造（行政法研究1巻）  
(有斐閣、1962年)  
公法と私法（行政法研究2巻）(1989年)  
行政過程とその統制（行政法研究3巻）(1989年)  
国と地方公共団体（行政法研究4巻）(1990年)  
行政組織法の諸問題（行政法研究5巻）(1991年)  
放送法制の課題（行政法研究6巻）(1989年)  
法治主義の諸相（行政法研究7巻）(2001年)  
国土開発（現代法学全集）(筑摩書房、1976年)  
行政法I（第四版）(有斐閣、2005年)  
行政法II（第四版）(有斐閣、2005年)  
条解行政手続法（共著）(弘文堂、2000年)  
行政法I〔中国語・台湾〕(劉宗德・賴恒盈共譯)、(月旦出版  
版社股份有限公司、1996年)  
日本行政法論・行政法I II〔韓国語〕(徐元宇・吳世卓共  
譯)、(法文社、1996年)  
行政法〔中國語〕(楊建順譯)、(法律出版社、1999年)



行政法III[第三版] 行政組織法

1995年10月25日 第1版第1刷発行  
2001年2月20日 第2版第1刷発行  
2006年4月30日 第3版第1刷発行  
2008年1月30日 第3版第4刷発行(補訂)  
2008年10月10日 第3版第5刷発行

著作者 塩野 宏  
発行者 江草 貞治

東京都千代田区神田神保町2-17  
株式会社 有斐閣  
電話 (03)3264-1314 (編集)  
電話 (03)3265-6811 (営業)  
郵便番号 101-0051  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

印刷 精文堂印刷株式会社  
製本 竹澤製本所

©2006, 塩野宏 Printed in Japan  
落丁・乱丁本はお取替えいたします。  
★定価はカバーに表示しております。  
ISBN4-641-13001-9

本書の全部または一部を無断で複写複製(コピー)することは、著作  
権法上での例外を除き、禁じられています。本書からの複写を希望さ  
れる場合は、日本複写センター(03-3401-2382)にご連絡ください。